中　之　島　シ　テ　ィ　法　律　事　務　所　報

NCLawLetter

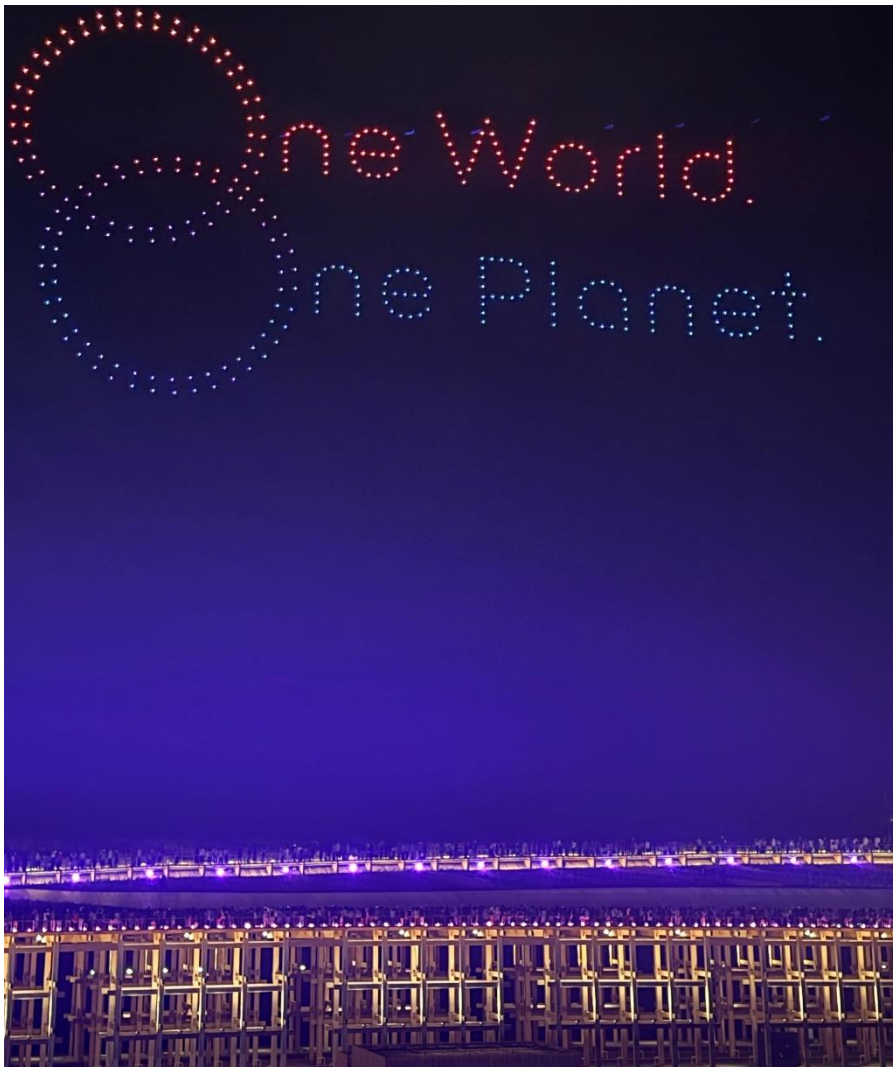

第 27 号
Vol. 27
December. 2025

巻頭言（阪口　誠）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
聴覚障害を有する若年被害者の逸失利益（湯浅　靖）・・３
「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」の成立
（大東　あい）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
生活のリズムを整える（三山　峻司）・・・・・・・・・・７
大阪公立大学での講義ー法曹実務入門ー（池田　聡）・・８
拘禁刑の創設（松下　聡）・・・・・・・・・・・・・・・・８
近況報告（母校の文化祭）（安田　幸司）・・・・・・・・ ９
近況のご報告―セミナーのお話など（矢倉　雄太）・・・９
生成 AI の利用についての所感（西川　侑之介）・・・ １０
１５年ぶりのハワイ（北村　優香子）・・・・・・・・・ １０
出版案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１

巻　頭　言

弁護士　阪口　誠

今年も残り１カ月となり、いよいよ冬本番が近づいてまいりましたが、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。喉元過ぎると暑さ忘れるではございませんが、思い起こせば今年の夏は例年以上の酷暑でした。

酷暑と豪雨は、毎年続いており、毎年、異常気象といわれ、もはやこの気象がニューノーマル化しつつあるといわれております。特に今年の夏は、観測史上もっとも暑い夏となり、また、各地、特に日本海側を中心として記録的な大雨となりました。

平成３年頃だったと思いますが、豊中市の窪地にある住宅の地下室が豪雨により水没し、損害保険金を支払った損害保険会社が、この住宅を建築した建売業者に対し、支払った保険金に関して求償金を請求した訴訟を担当した経験がございました。確かに、保険会社が主張するとおり、この住宅には排水設備に関して施工ミスがあったのですが、判決は施工ミスとこの水害とは無関係であり、想定以上の雨が降り、窪地に雨水が集まったことが原因だとして、保険会社の敗訴となりました。

この時、私は、この住宅に近接している観測地点における事故の前日から当日にかけての雨量を調べたところ、正確な記憶ではございませんが、１時間当たり５０㎜程度で、その観測地点における１年間の雨量も調べても、５０㎜も降るような日はなかったように思います。

それが今年の夏は、各地で１００㎜を超える雨量が観測されたり、都心でも甚大な水害が発生しており、気温も観測史上最高の４１．８℃が、８月に群馬県伊勢崎市で観測され、農作物も大きな被害を受けました。

このようなニューノーマル化した異常気象は、もはや地球温暖化がもたらしていることは否定できません。一部の国家だけで二酸化炭素の排出を抑制しても、この傾向が治まるとは思えません。地球に住む全ての人々が、危機感をもって対策するようこれまで以上に世界レベルで早急に取り組む必要があるのではないでしょうか。

聴覚障害を有する若年被害者の逸失利益

弁護士　湯浅　靖

１　逸失利益の算定について

事故の被害者が死亡若しくは後遺障害が残存したという場合に、被害を受けなければ得られたはずの将来の収入を失ったことを損害として算定することが逸失利益の評価です。あくまで将来に得られたであろう収入を現時点で算定することが必要となるため不確定的な要素が多分にあることとなります。被害者側としては、特に若年の場合正に無限の可能性がある中で評価を低く見積もることなどできるはずもなく、第三者も人の可能性を低く評価すること等できるはずもありません（私自身が若年者のころに評価されてしまうと極めて低いものになっていたはず）。そのため無限の可能性がある人の将来についてどのように第三者が評価するのか極めて難しい判断が必要となるはずです。

この点について、裁判所は、平成１１年１１月２２日付で、大量の交通事故による損害賠償請求事件の適正かつ迅速な解決の要請、被害者相互間の公平及び損害額の予測可能性による紛争の予防等の観点」を考慮し、地域間格差の解消を目的に、「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言」（いわゆる三庁共同提言）を発表しました（判例タイムズ１０１４号５２頁以下）。これにより若年者の場合には、「全年齢平均賃金又は学歴別平均賃金程度の収入を得られる蓋然性が認められる場合については、基礎収入を全年齢平均賃金又は学歴別平均賃金による」こととなり、以後の裁判例はこれに沿った判断がなされており、示談段階においてもこの基準を用いて解決がなされています。

もっとも、全労働者の平均賃金を用いることができるのは、その収入を得られる蓋然性がある場合とされているため、証拠資料からそのような蓋然性があると認められない場合には、平均賃金でない収入額によることとされています。このような考え方の下、若年被害者が障害を有していた場合、将来に全年齢平均賃金程度の収入を得られる蓋然性があったか否かが問題とされてきました。

２　過去の裁判例

１７歳の全盲の視覚障害者の事案において全労働者の平均賃金の８割を基礎収入とした事例（広島高判令３．９．１０・判時２５１６号５８頁）、１８歳の聴覚障害ある男子大学生の場合に男子大卒労働者平均賃金の９０％を基礎収入とした例（名古屋地判令３．１．１３交民集５４巻１号５１頁）等があります。これは、障害を有する被害者が、全年齢平均を将来にわたって得る蓋然性があると認めることは困難であるなどとして、平均賃金から一定程度減額した額を基礎収入として算定しています。この減額率は基準化されているわけではないため、裁判官が個別事案ごとに心証形成して判断しています。

このような状況下において、先天性の両側感音性難聴のある１１歳の児童が事故によって死亡した事案において、大阪地裁令和５年２月２７日判決では、全労働者平均賃金の８５％に相当する金額を基礎収入として認定しています。この判決に対しては、障害者差別解消法において合理的配慮の提供が義務付けられている点から、時代に合った判断をすべきという声が高まっていました。

3　大阪高裁令和７年１月２０日判決

前述しました大阪地裁令和５年２月２７日判決について、大阪高裁令和７年１月２０日判決では内容が変更され、全労働者平均賃金を用いるのが相当と判断し減額しないという画期的な判断が示されました。

同判決では、あえて全労働者平均賃金を増額又は減額して用いることが許容されるのは、・・・全労働者平均賃金を基礎収入として認めることにつき顕著な妨げとなる事由が存在する場合に限られる、と認定しています。その上で、死亡当時の被害者固有の聴覚の状態像（①）、就労可能年齢に達したときの労働能力の見通し（②）、聴覚障害者をめぐる社会情勢・社会意識や職場環境の変化（③）を踏まえた被害者の就労の見通し（④）を検討して被害者の労働能力を評価すべきとしています。裁判所は、①について専門家の証言も踏まえた上で、当該被害者が高いコミュニケーション能力を有していたと認定し、同年齢の健聴者の児童に劣らない能力を発揮できたものと評価しました。②については、補聴器の装用と手話や文字等の補助的手段を併用して聴力の不足部分を補うことが可能と認定しました。③について、聴覚障害者の就労にとって社会的障壁となり得る障害も、ささやかな合理的配慮をすることにより職場全体で取り除くことができるようになっていると指摘しました。④については、聴覚支援学校による指導教育により、決して過重とはいえない合理的配慮がされる就労環境を獲得し、健聴者と同じ職場で同じ条件で働くことができたであろうと蓋然性をもって合理的に予測することができると認定しました。

4　まとめ

三庁共同提言が発表されてから３０年弱の期間が経過し、発表された当時の視点であった大量の交通事故事案の迅速な解決等の視点は、示談でも基準として用いられている点である程度目的を達していると思われます。今後も基準として用いつつ「平均賃金程度の収入を得られる蓋然性」については、世論の変化も視野に入れつつ個別判断が必要となるものと思われます。大阪高裁判決は当該事案での判断とされてしまう可能性があるため、被害者側代理人としては、基準を便利に用いるだけではなく個別事案の立証活動を丁寧に行うことが求められていることを実感しています。

以上

「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」の成立

弁護士　大東　あい

１．はじめに

令和 7 年 5 月 30 日、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（令和 7 年法律第 56 号。以下「本法」という。）及び「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和 7 年法律第 57 号。）が成立し、同年 6 月 6 日、公布されました（公布日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において施行予定）。

従来、動産や債権を目的とする譲渡担保や所有権留保は、実務上広く用いられてきたものの、これらの取引形態については明文の法的規定が存在せず、法律関係の予見可能性や取引の安全性を高めることが強く求められていました。譲渡担保法は、こうした実務上の要請を踏まえ、譲渡担保契約および所有権留保契約の効力、譲渡担保権および留保所有権の実行方法、さらに破産手続等におけるこれらの権利の取扱いなどを明確に定めたものです。

本稿では、本法のうち、要点について取り上げます。

２．譲渡担保契約の効力

本法における譲渡担保契約の目的となる財産は、動産、債権、その他の譲渡可能な財産とされていますが（2 条 1 号）、実務上のニーズが低いことから、抵当権の目的となる動産については原則として、その範囲から除かれました（2 条 1 号イ）。もっとも、実務上のニーズがある農業用動産及び登録自動車については、目的財産の範囲に含められています（2 条 1 号イ(1)(2)）。また、特許権、実用新案権等も目的財産の範囲から除かれています（同号ロ）。本法の対象外とされる財産を目的とする譲渡担保契約については、引き続き解釈に委ねられることとなります。

譲渡担保権設定者の権限については、担保の目的財産の使用収益権限が明文化されました（29 条 1 項）。また、目的財産には重ねて譲渡担保権を設定することができることも明文化されました（7 条）。

譲渡担保権者の権限については、優先弁済権（3 条）、物上代位（9 条 1 項）の規定や、使用収益権限を有しない代わりに、優先弁済権の行使が妨害されている場合は物権的請求権を行使できること（30 条 2 項）が明文化されました。

３．集合動産・集合債権譲渡担保について

集合動産・集合債権譲渡担保とは、事業者等が保有する現在及び将来の動産又は債権を一体の集合財産と捉え、これを包括的に債権者へ譲渡する担保のことです。これまで判例で認められてきた集合動産・集合債権譲渡担保権の設定が可能であることについても明文化されました。そして、譲渡担保権設定者による目的動産の処分は原則

として有効であること（42 条 1 項）、譲渡担保権設定者による目的債権の取立ては取立権限を有する旨の定めがあるときに可能であること（53 条 1 項）が規定されました。

目的動産の処分について、判例では、「通常の営業の範囲内」であれば譲渡担保権設定者が目的動産を処分することができるとされていましたが、本法では、「集合動産譲渡権担保設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知っていたとき」に例外的に処分の有効性が否定されることとされ（42 条 1 項但書）、処分の無効の主張立証責任を担保権者に課する点で、以前の運用よりも取引の安全に配慮した規定となっていると考えられます。

４．譲渡担保権と他の担保権との優劣関係

目的財産に複数の担保権が設定されている場合の優劣関係についても規定が置かれました。基本的には対抗要件具備時点の先後によって順位が決せられることとされ（32 条等）、例外として、①占有改定による対抗力は登記等による対抗力に劣後することが定められました（36 条 1 項）。従前の運用では、動産譲渡登記は民法 178 条の引渡しがあったのと同様の法律効果を与えるとされていたことから（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 3 条 1 項）、動産譲渡登記と占有改定では対抗要件として同列の効果を有していましたが、①の規定により、占有改定の方法では順位保全が必ずしもされないように変更された点には注意が必要です。

一方、この規定により、目的動産の譲渡担保権者になるにあたっては、占有改定による対抗要件具備を調査する必要がなくなったため、自己に優先する譲渡担保権の有無が調査しやすくなったといえます。

また、②牽連性のある金銭債務のみを担保する譲渡担保権は引渡しを受けなくても第三者に対抗可能であること（31 条）が定められました。

５．実行に関する規律

譲渡担保権については、従来から裁判所の手続によらない実行が可能とされていたところ、従来の運用に倣い「帰属清算方式」「処分清算方式」の 2 種類による私的実行が認められ（60 条、61 条）、動産譲渡担保権の実行のための裁判手続も創設されました（75 条、76 条、78 条）。また、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法 190 条の規定を適用するとされ（72 条 2 項）、動産譲渡担保権の実行方法として、動産競売の申立てによる方法も認められることが明確化されました。新法では、帰属清算又は処分清算の際に通知を行ってから 2 週間経過時に実行の効力が生じるため、清算時に通知を行わなければならない点にも注意が必要です。

生活のリズムを整える

弁護士・弁理士・社会福祉士　三山峻司

８月初旬、岡山県中南部の低山の麓、某里山に涼を求め２泊した。

その際、友人２人（A とＢとしておこう）とシンギュラリティとこの後に見る AI と人間世界についてとりとめなく話し込んだ[i]。そこでの問いはやはり人間には何が残るか、AI と人間を分けるものはという議論であった。結論は見えないが、気づく点が多々あった。

A は、それは「揺らぎ」であるという。人間各人が受け取る美意識とでもいうべきもので、この点がますます焦点化され、気付かれなければならないという意見であった。

Ｂはセラピストで精神療法家である。最近の相談の傾向を交え、現今の心的ストレスの特徴から私と A の話を興味深く聴く中で、ときに絶妙な質問を入れ議論は進んだ。療法には第三者的な立場での傾聴が不可欠であり、AI はストレスがない分人間より傾聴には優れているかもという意見を述べていた。

「揺らぎ」や心的ストレスから、どの様な生活が人にとって望ましいかという方向に話は進んだ。私は、「生活のリズム」が「整う」ことがキーであると述べた。「生活のリズム」という言葉は曲者である。そのリズムは各人で違う。その点はひとまず置き、低山に登り自然の一部と感じること（アルプス級の山には登りたいがこだわりは薄い）、座禅で瞑想に入ること、あるいは里山で友人とゆったりとした時間の流れを感じ屈託のない話に興じること、これらは「生活のリズム」を取り戻す行為ではないかと思い至った。

日常生活の中で知らず知らずのうちに生活のリズムは歪んでいく。そのリズムを整えること、ときに強烈に補正が必要なときもある。

話は少しずれる。社会的評価と関係なく市井で生活のリズムを失わず人生を自身で転がせている（回転させている）人が尊敬できる人ではないか。憧れをもって見てきた人の後姿(ご近所の K.T さん、K.A さん)は、そのような回転活動を最後まで履践されている方々であるとも思い至った。また自身の望む生き方であると腑に落ちた。

一筋の通し糸のあることに気づきレジリエンスというものを感じた素晴らしい一刻であった。

---

[i] このときの、「シンギュラリティはより近く　人類が AI と融合するとき」（レイ・カーツワイル　高橋則明訳　2024 年 11 月 25 日　NHK 出版）と２１Lessons(ユヴァル・ノア・ハラリ　芝田裕之訳　2019 年 11 月 30 日　河出書房)と「生成 AI、法テック揺さぶる」の記事（日本経済新聞 2025 年 8 月 4 日朝刊）が念頭にあった。

大阪公立大学での講義－法曹実務入門－

弁護士　池田　聡

私は大阪公立大学（当時は大阪市立大学）大学院法学研究科法曹養成専攻の修了生であることもあり、同大学の法学部にて、「法曹実務入門」の講義を担当しています。同講義は、大阪公立大学出身の様々な弁護士がそれぞれの得意とする分野に関する実務を順番に紹介する講義です。私は、知的財産法務の講義を担当しており、初めて知的財産法に触れる学生に向けた特許権や著作権、商標権の簡単な説明と、それにかかわる弁護士業務の紹介を行っており、特許が用いられている身近な商品の例や、身の回りの商標の使用例を紹介するなどしています。

この講義は平成３０年から開催されており、私も始まった当初から担当してきたのですが、本年、当事務所で実施したサマークラークに、法曹実務入門の講義を受講した方が参加されました。法曹実務入門の講義は、大学生が法曹に触れることによって関心を持ってもらうことも目的としていますので、受講された方が司法試験を受験し、サマークラークに参加頂いたことは感慨深いものがありました。

弁護士を含めた法曹の仕事の魅力を紹介することによって、法曹を目指していただく方が増えるのは大変嬉しいことですので、このことを励みに、より学生の関心を惹くような充実した講義を目指したいと考えております。

拘禁刑の創設

弁護士　松下　聡

令和４年６月１３日成立、令和７年６月１日施行の「刑法等の一部を改正する法律」により「拘禁刑」が創設されたことは、報道などによりご存知の方も多いかと思います。これは、従前は刑務所に収容する刑が、作業を行わせる「懲役刑」と収容するだけ（本人が希望すれば作業に参加できる）「禁錮刑」の二つを、統合したものです。拘禁刑の受刑者については、「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」とされています。法務省によれば、本人の特性や刑期の長さに応じていくつかの分類に受刑者を分け、それぞれに応じた作業、指導、支援が行われることになるようです。

ところで、刑法だけではなく他の法律に規定のある懲役刑等も全て拘禁刑に置き換えるため、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」という法律で、各種法律を改正しています。例として、明治二十二年法律第三十四号（決闘罪ニ関スル件）第１条が、「決闘ヲ挑ミタル者又ハ其挑ニ応シタル者ハ六月以上二年以下ノ拘禁刑ニ処ス」に改正されています。法務省のサイトを見る限り、明治２２年に制定されてから、大正昭和平成をそのまま素通りし、令和４年の上記「～整理等に関する法律」で初めて改正されたようで、妙に歴史を感じてしまいます。

近況報告（母校の文化祭）

弁護士・ニューヨーク州弁護士　安田　幸司

去る１１月１日、息子を連れて母校（中学校と高校）の文化祭に行ってきました。私が高校を卒業したのは平成１３年（２００１年）ですので、卒業から約２５年が経過しています。

私の母校は、私が学生だった当時は男子校でしたが、今では共学になっていたり、新しい校舎が建っていたりと、全く別の学校であるかのように感じました。

文化祭では、同級生（の家族）や、当時お世話になった先生と再会することができ、とても楽しい時間を過ごすことができました。ただ、やはり卒業から２５年も経過していることもあり、当時お世話になった先生のほとんどは退職されておられ、知っている先生がごくわずかしかいらっしゃらなかったのは少し残念ではありました。

学校の雰囲気は当時と大きく変わっていますが、中学、高校時代を過ごした場所ですのし、懐かしく感じることのできた文化祭でした。また来年も、機会があれば文化祭に足を運んでみようと思います。

近況のご報告―セミナーのお話など

弁護士・弁理士　矢倉　雄太

秋の気配が深まる今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。

先日、Ｗｅｂ研修サービスを提供されている法人様にて「商標」に関する研修を収録してまいりました。今年の９月には、西川弁護士と、INPIT 大阪府知財総合支援窓口様にて、「特許法」に関するオンラインセミナー、１１月には「商標法」に関するセミナーの講師として登壇させていただき、それぞれ延べ１００名近い方々にご参加いただくなど大変ご好評いただき感謝しております。

同じく INPIT 大阪府知財総合支援窓口様主催にて、来年１月には「生成ＡＩ関係法務」、来年３月には「営業秘密関係法務」に関するセミナーをオンラインにて予定しています。いずれもシナリオを用いたストーリー形式で、各テーマの初級的な内容を、出来る限りわかりやすく西川弁護士とともにお話する予定です。各セミナーはいずれも、どなたでも無料でご参加可能ですので、奮ってご参加いただけますと幸いです。

私事ですが、娘も３歳となり、「七五三」も無事に実施できました。数ヶ月前よりもおしゃべりが益々たくさんできるようになるなど、成長の速さに日々驚きつつ、健康無事にすくすくと成長してくれる姿が大変ありがたく存じます。

おかげさまで公私ともに充実した毎日ですが、引き続き業務に邁進いたしますので、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

生成 AI の利用についての所感

弁護士・弁理士　西川　侑之介

最近の生成 AI の発展は目覚ましく、LLM（大規模言語モデルの生成 AI）や画像生成 AI がビジネスシーンでも利用されることが着実に増えているように思います。最近では、法律相談に来られた方が相談資料を AI で作成しておられたり、なかには、相手方へ送る書面の文案を AI で生成し、その文案についてお尋ねになる方もおられました。

生成 AI は大変便利なツールではありますが、利用にあたっては、いくつか注意点があります。プロンプトとしてユーザーが入力した内容（情報）は、当該 AI の利用プラン（有償・無償、個人利用・法人利用など）に紐づく利用規約によっては、AI の学習対象となり得ます。特に無料プランの利用の場合は、AI の学習対象となるケースがほとんどかと思いますので、個人情報保護の関係や秘密保持義務等との関係で問題が生じないように、「この内容を AI に入力して問題ないか？」と一度立ち止まっていただければと思います。また、生成 AI の回答結果についても、実在しない裁判例や法令の条文が回答されることもままありますので、AI の「ハルシネーション」にも十分ご留意ください。

１５年ぶりのハワイ

弁護士　北村　優香子

９月に夏期休暇をいただき、中高時代の友人とハワイへ行ってきました。前回のハワイ旅行は中学２、３年生の頃だったので、実に約１５年ぶりのハワイです。当時は、両親から「高校生になると勉強で忙しくなるから、今のうちにね」とのありがたい言葉をもらい、母と二人でオアフ島を満喫したのですが、夕暮れ時、ホテルのベランダで風に当たりながら海を眺め、「いつか絶対この島に戻ってきたい」と思った気持ちと、その時目の前に広がっていた光景は今でも鮮明に覚えています。

そして今回のハワイも、言わずもがな最高の時間でした。特に印象に残っているのは、地平線に沈む夕日を眺めながらのサップ（ＳＵＰ）体験でした。心が洗われるような美しさで、一生忘れられない思い出になりました。一方で、１５年前はヒールのある靴でも楽々と登れたダイヤモンドヘッドが、今回はスニーカーでもかなりハードで、友人と体力の衰えを嘆きながら登ったのは苦い思い出です。それでも、山頂からの景色は変わらず圧巻で、絶景を前に、ここに再び戻ってきた喜びを実感しました。

どの瞬間も美しく、どこを切り取っても幸せにあふれているハワイ。また戻ってこれるように頑張ろうねと友人と約束し、心からリフレッシュできた素敵な夏休みとなりました。

◆ 出 版 案 内 ◆

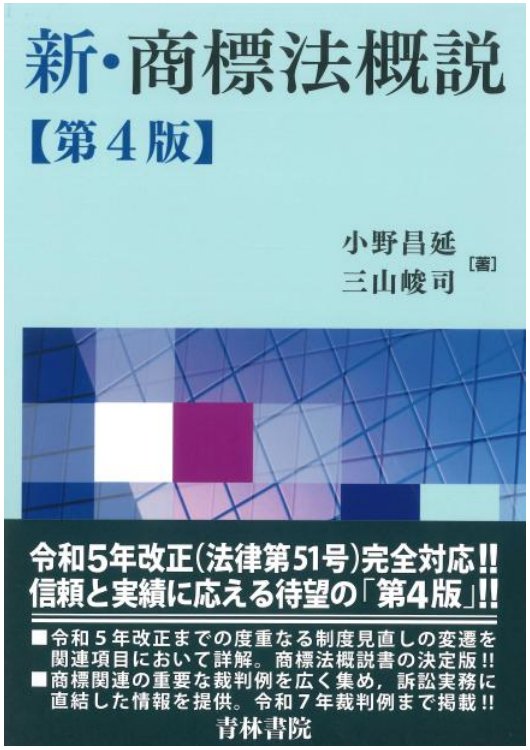

当事務所弁護士・弁理士三山峻司が弁護士・法学博士小野昌延先生との新・商標法概説【第３版】（共著）の改訂版である【第４版】を令和７年（２０２５年）９月に発刊させて頂きました。

小野昌延先生から親しくお教えを受けたご恩に思いを致し、改訂を重ねることができましたのも皆様のお陰と感謝しております。

【第４版】の改訂作業においては令和５年の法改正（他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和・コンセント制度の導入）に対応した記述を加え、令和７年の近時の裁判例を関係箇所に取り入れて紹介しております。

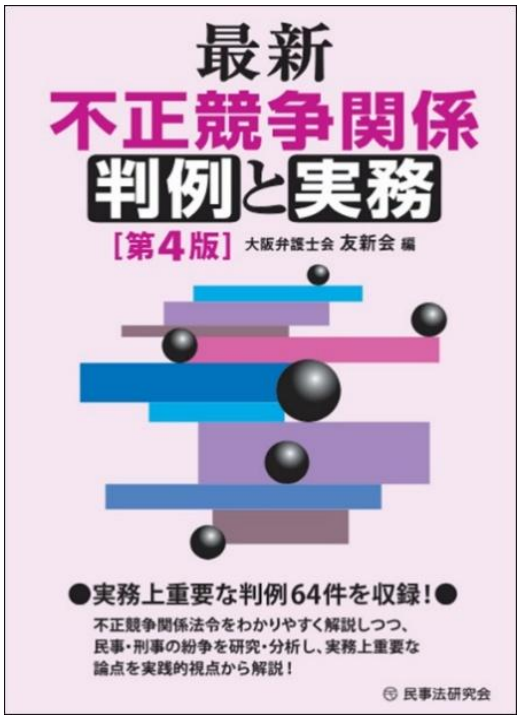

令和７年１０月３１日に、「最新不正競争関係　判例と実務【第４版】」が発刊されました。当事務所からも、矢倉雄太、西川侑之介及び北村優香子の３名が執筆に参加しております。

同書は、解説編と判例コメント編から成り、解説編では、不正競争防止法の概要をコンパクトにまとめております。判例コメント編では、最新の不正競争関係の裁判例に関して、事案の概要、判例要旨、実務的観点からのコメントをコンパクトにまとめております。

短期間で不正競争防止法の全体像を見渡したい時や、最新の不正競争防止法違反に関する裁判例を確認する際に有用な書籍となっております。

所属弁護士

弁護士・弁理士 社会福祉士　三山　峻司	弁護士　阪口　誠	弁護士　湯浅　靖
弁護士　池田　聡	弁護士　松下　聡	弁護士 ＮＹ州弁護士　安田　幸司
弁護士・弁理士 博士（法学）　矢倉　雄太	弁護士 弁理士　西川　侑之介	弁護士　北村　優香子
弁護士　大東　あい		

中之島シティ法律事務所
〒５３０－０００５
大阪市北区中之島２丁目２番２号
大阪中之島ビル９階
TEL　０６－６２０３－２３５５
FAX　０６－６２０３―２３５６
http:www.nclaw.jp　E-mail　: info＠nclaw.jp